

船舶事故等調査報告書

平成24年7月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012長第27号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成24年3月14日（水） 15時20分ごろ	
発生場所	長崎県佐世保市高島南南西方沖 佐世保市所在の牛ヶ首灯台から真方位190° 4,800m付近 (概位 北緯33° 07.1' 東経129° 34.4')	
事故等調査の経過	平成24年3月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 遊漁船 大輝丸、4.5トン NS3-44964（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B モーターボート 松風丸、1.1トン 292-43135長崎、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 左舷船首部外板に凹損及び擦過傷</p> <p>B 左舷船首部外板に亀裂、操舵室を損傷</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか1人が乗り組み、釣り客1人を乗せ、約050°の磁針路、約14ノットの対地速力で航行中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船首を西方に向けて釣りをして錨泊中、平成24年3月14日15時20分ごろ、高島南南西方沖において、A船の左舷船首とB船の左舷船首とが衝突した。</p> <p>A船は、船首が浮上して船首方に死角を生じていた。</p> <p>船長Aは、前路に他船はいないと思って航行し、B船に衝突するまで気付かなかった。</p> <p>船長Bは、衝突の約1分前にA船を視認したが、A船がB船の左方を向いているように感じたので、衝突することはないと思い、釣りを続けた。</p> <p>船長B及び同乗者は、衝突直前、危険を感じて海に飛び込んだが、その後、自力でB船に戻った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約3m/s、視界 良好、気温 約10℃</p> <p>海象：波向 西～北西、波高 約0.5～1m、潮汐 下げ潮の中央期</p>	
その他の事項	<p>B船は、汽笛はなかった。</p> <p>船長B及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>	
分析	乗組員等の関与	A あり、B あり
	船体・機関等の関与	A あり、B なし
	気象・海象の関与	A なし、B なし
	判明した事項の解析	A船は、高島南南西方沖を北東進中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い込み、船首を

	<p>左右に振るなどして船首方の死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、高島南南西方沖で釣りをして錨泊中、船長Bが、衝突の約1分前にA船を視認したが、A船がB船の左舷側を通過するものと思い込み、釣りを続けていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、高島南南西方沖において、A船が北東進中、B船が錨泊中、船長Aが船首方の死角を補う適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船首方に死角を生じているときは、船首を左右に振るなどして死角を補う適切な見張りをを行い、船首方の他船を見落とさないよう注意すること。</li> <li>・ 錨泊中も常時適切な見張りをを行い、接近する他船を認めたときは、その動静の監視を行い、必要に応じ、有効な音響による信号により注意喚起を行うこと。</li> </ul>